

物 件 明 細

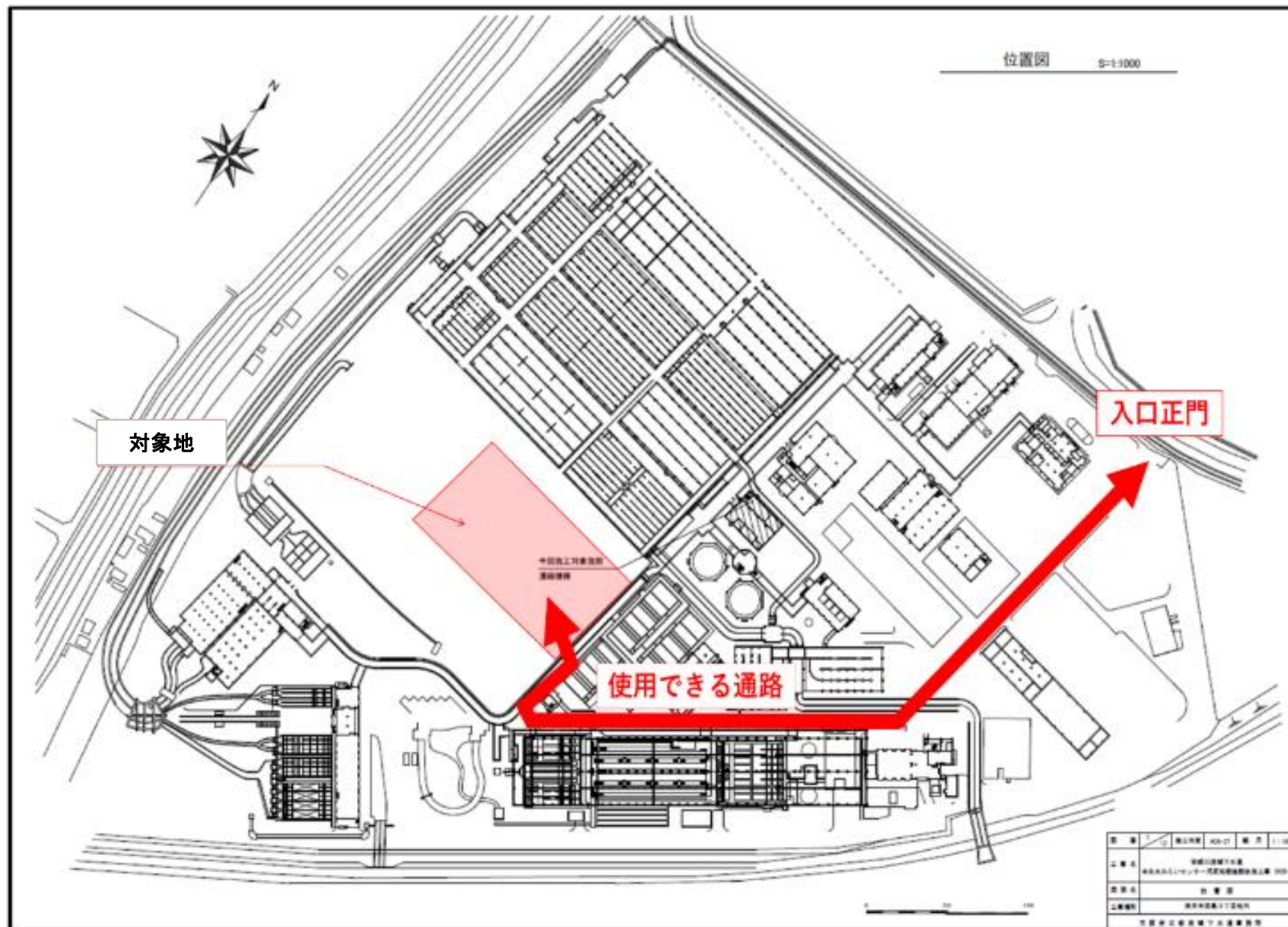
物件番号 1	所在地 (住居表示) 茨木市宮島三丁目1126番1の一部 (茨木市宮島三丁目1番1号)	地目 田	交通 機関 大阪モノレール 摂津駅 東約2km	最低 使用料 (年額)	16,844,200円/年
土地の概要			特記事項		
面積	使用許可対象面積 7,000.00 m ²		<p>1 使用用途は平面駐車場(建設機械等の車両を含む自社用に限る。)としての利用に限りません。また、建築物の設置はできません。 (お問い合わせ先) 大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 電話 072-620-6748</p> <p>2 災害等により大阪府が緊急に必要と認めた場合には、使用者は設置物件の移転、除却等に速やかに行ってください。なお、費用については全て使用者の負担となります。また、休業等に伴う損失補償などは一切行いません。</p> <p>3 対象地は、中央水みらいセンターの敷地内ですが、平面駐車場の運営上、北東側門から敷地内通路を通過して対象地までに至る区域(別紙に記載)に限り、車両通行区域として対象地への車両通行は認めることとします。なお、入口正門の入退場可能な時間は、原則として6時～20時となります。 また、下水処理場内の通行に関しては、次に示す「使用できる通路」のみを通行し、あくまで下水道関係者優先の上、制限速度20km/h厳守、左折・右折時一時停止を行ってください。(示した通路以外の場内道路は通行できません。)但し、下水処理に係る運転・維持管理業務の実施において「使用できる道路」を一時的に通行不可となる場合がありますので、その場合は大阪府北部流域下水道事務所と調整を行ってください。 また、使用に際して「使用できる道路」及び下水処理場内の処理施設等を破損・汚損した場合は、大阪府北部流域下水道事務所と協議し、使用者において当該施設の原状回復を行って下さい。なお、その原状回復に要する費用は全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 電話 072-620-6748</p> <p>4 貸付部分については、対象地と対象地外との境界部分には対象地内に仮囲い等を設置して使用範囲を明確にしてください。なお設置した仮囲い等の維持管理については使用者で行ってください。また、設置等に必要なる費用等は、使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 電話 072-620-6748</p>		
接面道路 の状況	接面道路なし(但し、場内道路有り:幅員約6.5m・舗装有り)				
法令に 基づく 制限	市街化区域				
	都市 計画法	用途地域 準工業地域			
		地域地区 —			
		建ぺい率 60% 容積率 200%			
その他 の 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法 ・土壌汚染対策法 				
その他条件					
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号	
		対象地周辺	対象地内		
	公営 水道	本管	引込管	大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 072-620-6748	
		有	無		
	電気	配電線	引込線	大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 072-620-6748	
		有	無		
都市 ガス	本管	引込管	引込不可		
	有	無			
公共 下水道	本管	引込管	大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 072-620-6748		
	有	無			

(裏面へつづく)

特記事項

- 5 駐車場に付帯する簡易な工作物等を設置する場合は、あらかじめ大阪府北部流域下水道事務所と協議してください。
対象地内における工作物等の新設又は撤去及び形状変更等については、大阪府北部流域下水道事務所と協議してください。なお、その整備等に要する費用は全て使用者の負担となります。
(お問い合わせ先)
大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 電話 072-620-6748
- 6 排水については、下水処理場内の排水施設に接続することができます。
接続方法、維持管理方法等については、大阪府北部流域下水道事務所と協議してください。なお、接続に要する費用、使用料は全て使用者の負担となります。
(お問い合わせ先)
大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 電話 072-620-6748
- 7 上水道については、下水処理場内の施設から引き込むことができます。
接続方法、維持管理方法等については、大阪府北部流域下水道事務所と協議してください。なお、接続に要する費用、使用料は全て使用者の負担となります。
(お問い合わせ先)
大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 電話 072-620-6748
- 8 電気(単相200V)については、下水処理場内の施設から引き込むことができます。
接続方法、維持管理方法等については、大阪府北部流域下水道事務所と協議してください。なお、接続に要する費用、使用料は全て使用者の負担となります。
(お問い合わせ先)
大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 電話 072-620-6748
- 9 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障になる場合は、施設の撤去または移動について協力をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、全て使用者の負担となります。
- 10 対象地は供用中の下水処理施設内に位置するため、下水処理に係る運転・維持管理業務に支障を与えることのないよう、使用にあたっては、大阪府北部流域下水道事務所と十分調整を行ってください。
(お問い合わせ先)
大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 電話 072-620-6748
- 11 使用期間満了時には、設置した工作物等を撤去する等、原状回復を行ってください。

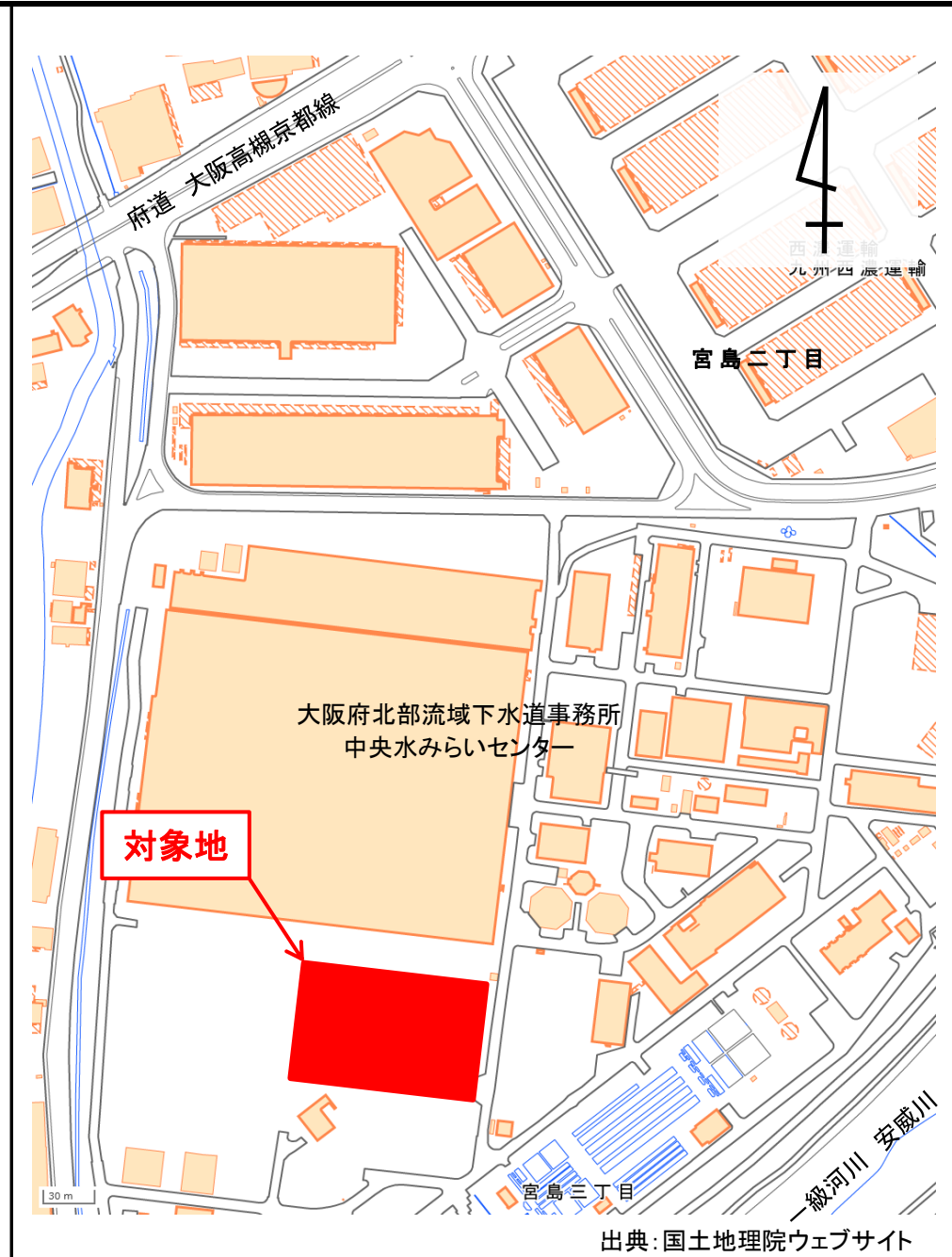
場内通路



(1)位置図 (物件番号:第1号)

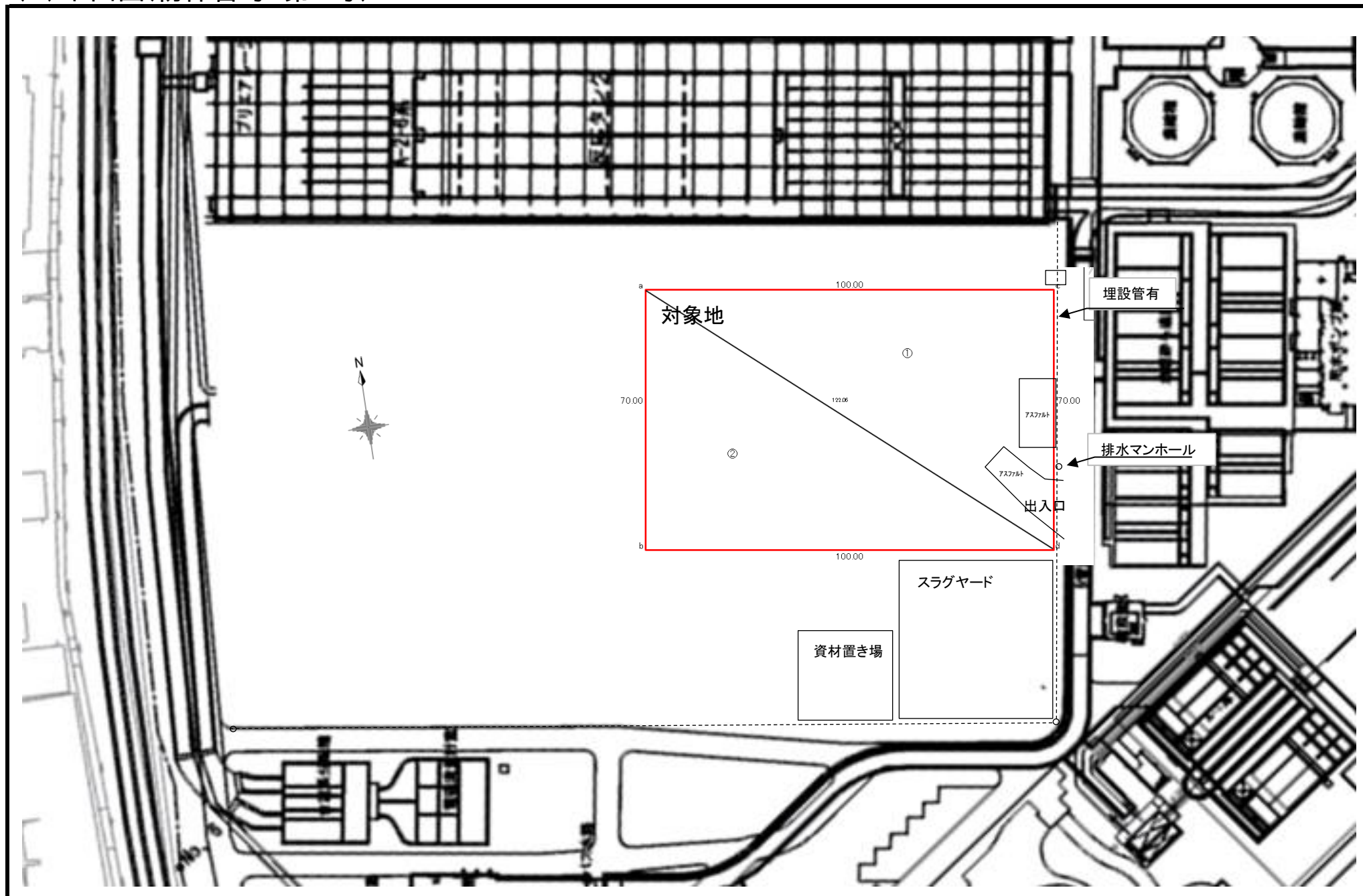


出典: 国土地理院ウェブサイト

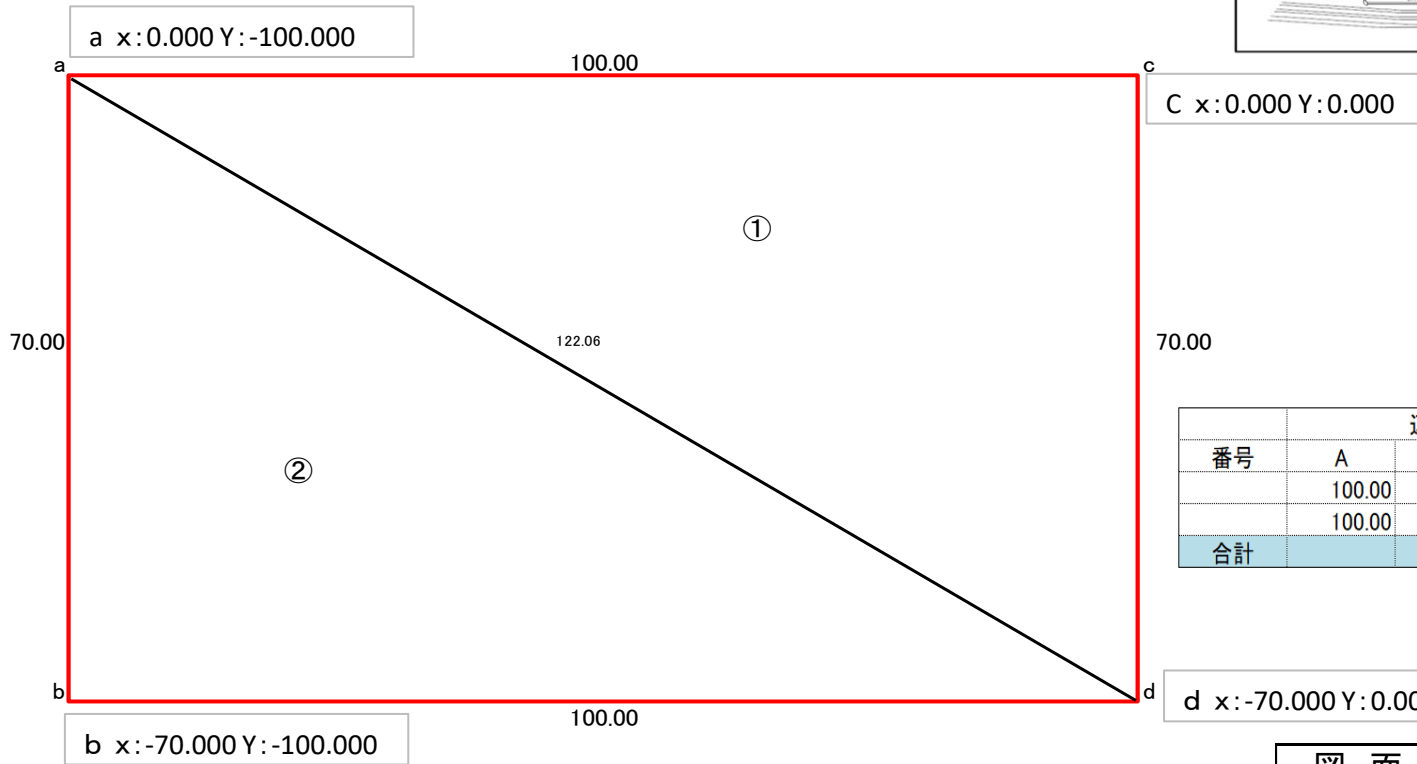
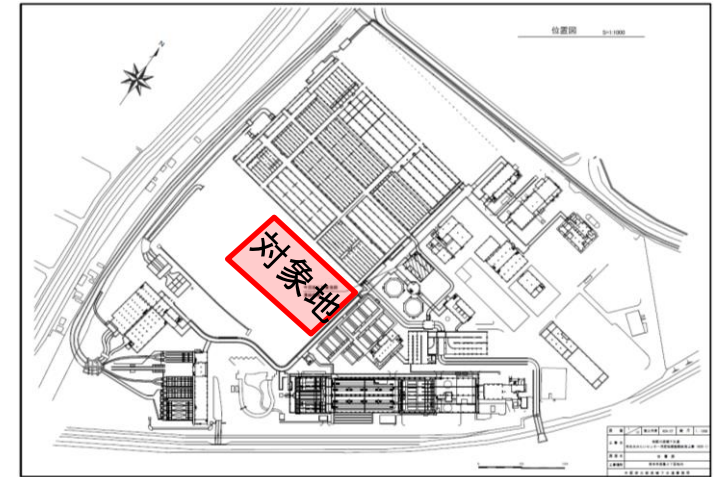


出典: 国土地理院ウェブサイト

(2) 平面図(物件番号: 第1号)



(3) 丈量図 (物件番号: 第1号)



番号	辺の長さ			$S = (A+B+C)/2$	面積
	A	B	C	S	T
	100.00	70.00	122.06	146.03	3,500.00
	100.00	70.00	122.06	146.03	3,500.00
合計					7,000.00

合計 7,000m²

図面名	貸付平面図・丈量図
作成年月日	令和2年10月23日
事業者名	大阪府